

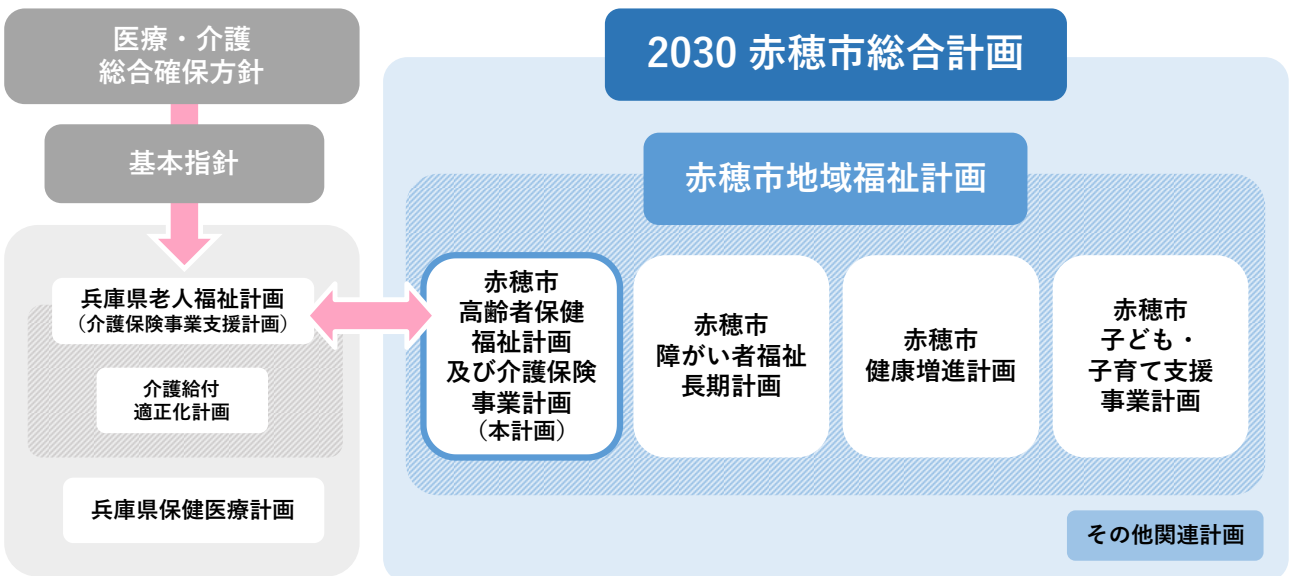
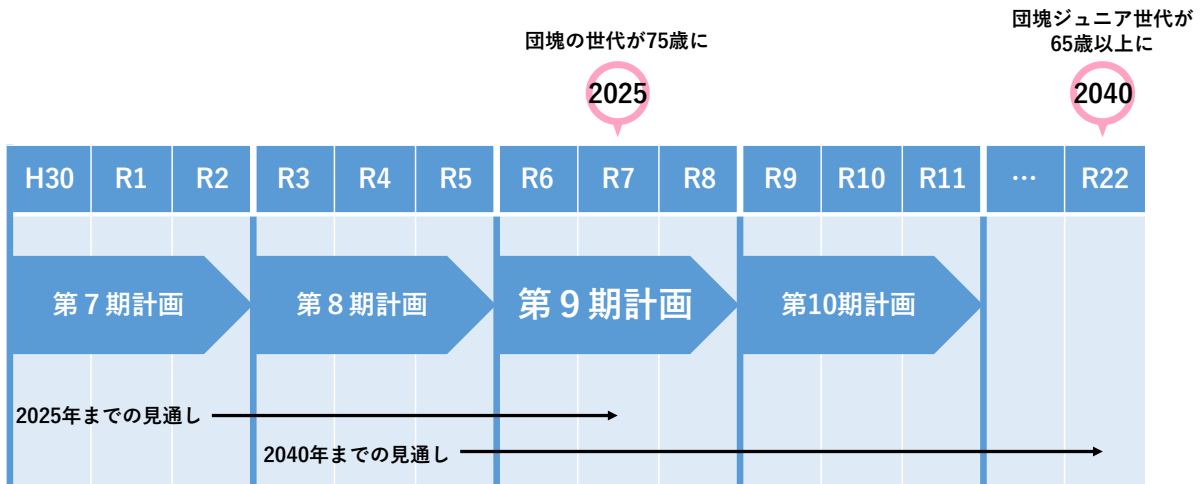
# 1. 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)の策定について

## 1. 法的位置づけ

「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)」は、老人福祉法第 20 条の8第1項に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 116 条第1項による国の基本指針に沿って、介護保険法第 117 条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

## 2. 計画の期間と他計画との関係

「介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条第1項の規定に基づき、3年を1期として計画内容を見直す必要があります。そのため、本年度、新たに令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期計画の策定を行います。なお、改定に当たっては、国から示される「基本指針」等を踏まえた計画を策定します。



## 2. 第9期計画に関する基本的な考え方について

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議より(R5.3)

第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることとなります。また、全国で見れば、65歳以上人口は2040年(令和22年)を超えるまで、75歳以上人口は2055年(令和37年)まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年(令和17年)まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年(令和42年)頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。

今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要です。

また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

### 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針のポイント(案)

社会保障審議会介護保険部会(令和5年2月27日)の議論を踏まえ、「令和4年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(介護保険計画課分)において、第9期計画の基本指針の基本的な考え方として以下のような内容が示されています。(第9期計画の基本指針の文案は7月頃に示される予定です。)

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

##### ②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

## 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### ① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

### ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための 医療・介護情報基盤の整備

### ③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

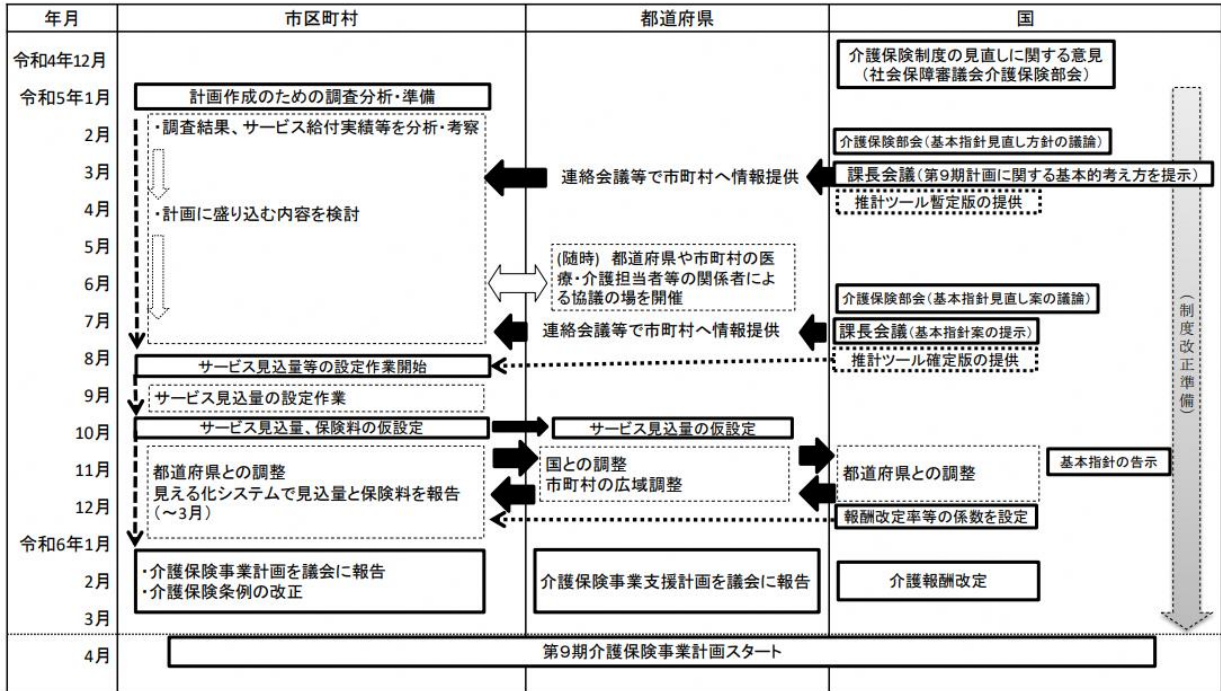
## 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

### 3. 計画策定のスケジュールについて

厚労省より令和5年3月に示された策定スケジュールは以下の通りです。本市ではこれに基づき、下記のスケジュールで第9期計画を策定していきます。

#### 第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)



年月	市スケジュール	策定委員会予定
令和5年7月		○
8月	骨子案作成	事業量・保険料推計①
9月	計画素案作成	↓ 事業量・保険料推計②
10月		○
11月		○
12月	パブリックコメント	↓ 事業量・保険料推計③
令和6年1月		○
2月		↓ 事業量・保険料確定
3月	計画成案	○